

第三帝國期の「安楽死」と優生学 ——シュヴァルツのシュムール批判をめぐって——

木 畑 和 子

1 はじめに

筆者はこれまで、ドイツ第三帝國期の「医学の犯罪」に関して、「遺伝病患者」、精神病患者や障害者などに対する断種・不妊手術や「安楽死」殺人の問題などいくつかの論文をまとめてきた（文献目録参照）。このテーマに関するドイツでの研究は近年一層活発化し、その議論も深まってきたといえよう。

本稿はそうした議論の中で、筆者がきわめて重要であると考えている「安楽死」と優生学¹⁾との関係をめぐって行われたある議論を紹介し、両者の関係を整理することを目的とする。そのためには、まずここで「安楽死」と優生学に関して手短に説明しておきたい。

優生学は19世紀末に誕生し、欧米各国で大きな影響力をもった思想であり、優生学に基づく断種・不妊手術はナチス・ドイツ以外の国家でも行われた。しかし、ドイツではこのような政策はさらに過酷さを増し、1935年6月26日の法律によって、遺伝的に問題があるとされた妊娠6か月までの妊婦に対し、強制的中絶手術まで行われるようになった。これらの、障害者の出生を阻もうとする意図でもって行われた政策は、戦争を境にして彼らの殺害へと大きな転換を遂げた。第二次世界大戦の開始直前の1939年8月31日に、断種・不妊手術実施縮小命令²⁾がだされ、開戦1か月後の10月の初めには「遺伝病患者」、精神病患者や障害者などに対する「安楽死」が実行されることになったのである（ヒトラーによる「安楽死」命令書はさかのばって開戦日の9月1日付となっている）。

それではなぜ、ドイツだけが「安楽死」の実行までに至ったのであろうか。他国とは比較にならないほどの大規模な断種・不妊手術が行われ

るなどしていた、ナチの健康政策の一環としての優生学が、断種・不妊手術から「安楽死」へ急進化していったのであろうか。それとも、他の要因が働いた——たとえば健康政策にかかるナチ党の主導権確保のためなどで、「安楽死」へと政策が転換していったのであろうか (Cf. Thomson/Weindling: 149)。

この点を検討することは、優生運動にいくつかの条件さえそろえば、他の国でも「安楽死」が起こりえた（また今後も起こりうる）のか、あるいは「安楽死」はドイツ独自の（さらにいえばナチス体制独自の）要因によって起こったのか、といった問題を考える上で、格好の手掛かりを与えてくれることになろう³⁾。

本稿でとりあげる議論は、ビーレフェルト在住の歴史家ハンス・ヴァルター・シュムール Hans-Walter Schmuhl とベルリンの現代史研究所のミヒヤエル・シュヴァルツ Michael Schwartz という二人の研究者の間でかわされたものである。彼らは、優生学と「安楽死」の関係について、全く相反する見解をもっているのである。

二人の基本的立場をまず紹介しておけば、シュムールは、優生学がそもそも「安楽死」につながる危険性をもっていたことを強調する。それが民主主義体制の下ではおさえられていたが、ナチ時代に発露したと見るのである。すなわち彼によれば、「安楽死」の前提には優生学があった。それに対し、シュヴァルツは「安楽死」は優生学とは質的に異なる問題であり、優生学はむしろ「安楽死」と対立するものであった、と主張する。

筆者はこれまでの論考で、シュムールに近い立場から、優生学を「安楽死」の前提のひとつとして捉えていたこともあって、シュヴァルツのように優生学を「安楽死」に対立するものとする見解に非常に关心をもった。以下本稿では、シュムールの主張をまず紹介した後、彼に対するシュヴァルツの批判、シュムールの反批判という順でとりあげていきたい。行論の性格上、シュヴァルツのシュムール批判の整理が本稿の中心となる。

注

- 1) ドイツでは優生学 (Eugenik) と人種衛生学 (Rassenhygiene) という二つの言葉がほぼ同意義で用いられている（ただし、ナチ時代には人種

衛生学という用語のみ使用)。ワイス Sheila Faith Weiss によれば人種衛生学は遺伝的な質の改良のみならず、人口の増加を目的とするものであり、英語の優生学 eugenics よりも幅広い意味がある。しかしながら、ドイツの優生学者が限定的なタームの優生学 Eugenik (英語の eugenics) という用語であらわされる事柄に自分たちの活動を限定する場合でも、ほとんど常に人種衛生学というタームを用いていることから、彼女の論考では両者を区別なく使用するとしている (Weiss: 8)。(なおワイスの論文が所収されている本が邦訳されたが、原文にはない訳者自身の文章が断りなく訳文に大量に挿入されており、きわめて問題の多い翻訳書である。)

以上のような理由と読みやすさという点から、本稿では、Rassenhygiene と書かれている場合でも、また Eugenik/Rassenhygiene と併記されている場合でも、優生学という訳語に表記を統一した。

- 2) これによって断種・不妊手術は緊急の場合のみ実行されることになった。手術数の変化について、具体例としてフランクフルト・アム・マイン市の女性の数字をあげてみてみると、対象者の数は256人 (34年), 365人 (35年), 268人 (36年), 189人 (37年), 116人 (38年) に対して、34人 (39年), 20人 (40年) である。このように手術数は39年以降は激減するものの終戦まで継続された。なお同市の手術数はハンブルクなどに比較して少ない傾向にある (Daum/Deppe: 22-23, 175)。
- 3) 本稿の目的は優生学と「安楽死」の問題をシュムールとシュヴァルツの議論にそって整理することであり、空襲の激化など戦局の展開に直接結びついた患者の殺害や、労働不能になった外国人強制労働者の「安楽死」などの問題は議論に含めなかった。なお、最近のアリー Aly の研究では、39年末からの東部地域での精神病患者の「安楽死」が、帰還するバルト・ドイツ人などの宿泊施設確保のためであったことが明らかにされている。なおアリーはシュムールがこの問題を誤って把握していることについて、手厳しい批判を行った (Aly: 114-126, esp. 125)。

2 優生学と「安楽死」の関係に対するシュムールの解釈

「はじめに」で触れたように、シュムールは「安楽死」と優生学をきわめて密接な関係にあると位置づけている。彼がどのように議論をくみたてているか、1987年に刊行されたシュムールの博士論文 (Schmuhl

87) を中心に、その概要を簡略にまとめてみると次のようになろう。

優生学が展開した背景には、文明化によって人間界に自然淘汰が行われなくなり、その結果「逆淘汰」という状況が生まれ、人間が次第に退化していくのではないかという危機感があった。このような状況を積極的に改善しなければ、数世代も経たぬうちに人間の生物学的崩壊が起こるのではないかと、優生学者たちは考えたのである。

優生学者のなかには遺伝病患者や障害者、また社会的不適応を起こした者の断種・不妊手術措置を主張するものや、さらに進んで障害をもつて生まれた新生児の「生命の淘汰」(=「安楽死」)を主張するものがでてきた。プレツツ Alfred Ploetz (1860-1940) やレンツ Fritz Lenz (1887-1976) のような優生学者が後者の例であり、このような考えが、優生学が「安楽死」につながる橋渡しとなった (Schmuhl 87: 39)。

さて、優生学と「安楽死」とファシズムの関係について、シュムールは次のようにいう。ドイツでは優生学とファシズム政権樹立が結びついた結果、「安楽死」が行われた。しかしイタリアでは人口政策の目標設定にもかかわらず、優生学的プログラムに積極的に関わらなかっただめ、「安楽死」が起らなかったし、アメリカ合衆国では優生学が非常に大きな力をもっていたが、ファシズム運動がなかったため、優生学的プログラムとしては断種・不妊手術が実行されただけである (Schmuhl 95: 8; Cf. Schmuhl 87: 20, 130)。

それでは、なぜ優生学のパラダイムがナチ政府の「安楽死」政策と結びつくことになったのだろうか。シュムールは優生学が「安楽死」政策の目的や方針の前提であったとして、以下のように説明する。

優生学の目的である、「遺伝的に価値が高い」人間を増やして人間の劣化が進まないようにするためには、社会の例外状況が必要となる。それによって、ナチ体制におけるようなカリスマ的支配が受け入れられる素地が生まれたのである。また優生学的パラダイムは国民を遺伝病患者と遺伝的に健康な者という二つに分断した。優生学は厳しい選別や淘汰を進化の不可欠の前提と考えているので、遺伝病患者や社会のアウトサイダーに対するナチの強権発動が正当化される。さらに優生学パラダイムは社会を生物学的に捉えていたため、生命の価値を「民族共同体」における価値によって決定した。以上のような点から、優生学が早くからナチのイデオロギーになったのは当然であった。

シュムールによると、このような優生学思想によるプログラムは、ナチによるカリスマ的支配の正統性要求と相対的に自律的な諸権力の競合するナチ体制の多元主義的構造によって、急進化していった。すなわち優生学と結びついたカリスマ的正統性の要求と多元主義が「安楽死」への必要条件となったのである。こうして、シュムールは優生学とナチズムの邂逅が、「安楽死」の実施へつながったと主張した (Schmuhl 87: 18-20, 134-137; Schmuhl 95: 9, 11-12)。

3 シュヴァルツによるシュムール批判

シュヴァルツによるシュムール批判は、1989年と1996年に発表されている (Schwartz 89; Schwartz 96)。シュヴァルツは社会主義と優生学の関係を研究テーマとしてきた歴史家であり (Schwartz 95)，その関係に着目するところから優生学を捉えなおそうとしている。彼は、社会主義と優生学のイデオロギー的親和性の問題、ヴァイマル共和国期の社会主義的優生学における社会民主党内部の優生政策推進派や議会での政策実現努力を分析し、優生学は進歩に対する楽観主義をはじめとしてきわめて「近代」の特質をあらわす問題であることを強調する。

このような自らの研究に立脚した上で、シュヴァルツは、ドイツでの従来の優生学研究について、実際にはさまざまな優生学があったにもかかわらず、あまりにも優生学をナチズムに結びつけて把握してきた、との批判を行っている。優生学、ナチの人種主義政策、「安楽死」は、それぞれ隣接はしているが同一の事象ではないのに、原理的に、しかも必然的に相互に結びあう複合体であるかのように規定されてしまったというのである。そこで批判の対象となるのが、ジャーナリストでナチの「医学犯罪」の掘り起こしに多大の貢献をしたクレー Ernst Klee やシュムールなどの、優生学と「安楽死」をきわめてストレートに結びつけたとされる所説である (Schwartz 89: 477-478)。

シュムールは、優生学にはそもそも「安楽死」思想が内在しており、それがナチによって発露したと考え、また広い意味において「安楽死」をユダヤ人虐殺と同じく「社会問題の解決」として把握しているが (Schmuhl 87: 370)，シュヴァルツは、こうしたシュムールの考え方方は、ドイツ史における優生学の発展に対する「過剰解釈」に他ならないとい

うカミンスキ Uwe Kaminsky という研究者の言葉を引き、批判する (Schwartz 96: 605; Cf. Kaminsky 95: 318-319)。

シュヴァルツは、さらにシュムールがプレッツなどドイツの優生学者が最初から「安楽死」問題にも言及しているとし、それを理由に彼らがアングロサクソンの優生学者よりもラディカルであった (Schmuhl 87: 30) としている点をとりあげて、その主張には論拠がないと断言し、優生学と「安楽死」との結びつきを示す具体例は非常に少ない、と述べる。

たとえば、優生学と「安楽死」を結びつけた人物の例としてあげられたヘッケル Ernst Haeckel (1834-1919) は本来の意味では優生学者ではないし（ただしシュムールもそれは認めている）、社会主義の影響をうけた優生学者プレッツに関しても、シュムールは彼の主張の一部を全体から切り離して解釈していると、シュヴァルツは指摘する。シュヴァルツによると、ヘッケルは遺伝の問題として古代スパルタの嬰児殺しに言及したが、それは具体的にスパルタの名によって優生学の歴史的基礎をさぐるためである。しかも「安楽死」の「具体的な要求」ではないことはシュムールも認めていることであり、ヘッケルの例で優生学と「安楽死」の結びつきをもって論じることは不適切であるとする (Schwartz 89: 479; Schwartz 96: 606-607)。

また、シュムールは具体的な形で「安楽死」理念を述べている人物として、著名な優生学者のプレッツをあげている。プレッツも嬰児の「安楽死」に言及しているが、彼は「スパルタの嬰児殺しの歴史的範例」をみれば、一般的には「優生学的方策としての『安楽死』の効果」は「問題外」であるとしている。にもかかわらずシュムールは、プレッツが遺伝子保全のために暫定的に嬰児殺しを認めていたと取り違えているのである (Schwartz 89: 479-480)。

シュヴァルツは、プレッツによる優生学の目的は、出生前の選別によって、既に生まれた人間までを「生存競争」の対象にさせないようにして、人道的な「弱者の保護」につながる社会政策と社会ダーウィニズム的選択原理を統合しようとしたものであるとする。プレッツの主張は、1890年代の政治思想状況において、生物学的選別理論が社会主義とダーウィニズムを調和させる基盤を提供することができるか否かという点に関わっていたのであり、急進的社会ダーウィニズムの反社会主義的側面

に対する拒絶であったと理解されるべきである、とシュヴァルツは批判するのである (Schwartz 96: 607-608; Cf. Weindling 89: 123)。

またレンツは、1940年夏ナチの「安楽死」法案作成専門委員会に唯一の優生学者として積極的に参与する用意があったとされているが、シュムール自身もレンツは「安楽死」問題を優生学とは別の問題と考えていたことを認めている。カミンスキは、レンツにとって、「安楽死」はヒトラーの「安楽死」命令書にも見られるような、慈悲殺であって、優生学というよりシンパシーからくる考えであったことを強調する。いずれにせよ「安楽死」で大きな役割を演じたのは精神科医であって、「安楽死」に巻き込まれた優生学者の人数は少ない¹¹。しかもシュムール自身、レンツは障害児の「安楽死」の問題に関しても以前から、優生学からではなく慈悲殺というような人道主義的問題として捉えていたとしており、その理解は矛盾している。ナチ時代にキャリアをつんだ優生学者ユスト Günther Just も、1932年に優生学の課題はいかに良く生まれるかであって、良く死ぬかという問題ではないと述べて、「安楽死」を否定している (Schwartz 96: 608-610; Kaminsky: 319)。

たとえ何人かの優生学者が「安楽死」に対して同意の気持ちをもっていたとしても、それは「純粹な優生学」の本質とは関わりのない問題である。シュムールは両者の間には急進度の違いがあるだけだとするが、シュヴァルツによると、両者の違いは質的な違いであり、断種・不妊手術と「安楽死」の間には決定的な断絶が存在したのである。

優生学が「安楽死」思想とある種の社会ダーウィニズム的思想を共有し、また両者が経済的危機による社会政策の行き詰まりの時代にともに政治的対応をせまられたことによって、優生学と「安楽死」は隣接する思想となつたが、両者を結びつけるシュムールの議論は当たらない、とシュヴァルツは考える。彼によればそこには明確な相違がみられる。「安楽死」には人道主義的な憐憔のレトリック、経済合理主義的計算などのもとで、いわゆる「無駄飯ぐい」の排除を意図したが、優生学は以前と同様に、そのような人々が増えることを阻止することを望んだだけである (Schwartz 89: 479, 481)。

優生学と「安楽死」の関係を考える場合に重要な鍵となる中絶に関しても、シュムールとシュヴァルツの間にはきわめて大きな見解の相違があり、シュヴァルツはシュムールが「劣等の遺伝的形質」をもったもの

の出産阻止のさまざまな方策を「大量虐殺なき根絶」(Schmuohl 87: 40)とするのは不当であると主張する。シュヴァルツは中絶が出産前に優生学的予防を行おうとするものであったのに、それに「殺害の意志」を求めることができるだろうかと問うている。このようにしてシュヴァルツは、優生学と「安楽死」とは根本的に違うものであるとする。せいぜい両者の同一性とみなしうるのは、生命の優生学的中絶というグレーゾーンにおいてのみ、しかも胎児を人間の命とする世界観が前提である場合にのみである。シュムールがいうような「安楽死」は優生学を母体とし、中絶は優生学から「安楽死」への急進化の移行過程である、ということではなく、中絶は両者の境界に定義さるべきものであるとする。

シュムールは、「安楽死」思想は優生学的プログラムの中心にはないと認めつつも (Schmuohl 87: 38)，彼自身のテーゼを変えようとしないが、レンツのような患者の殺害禁止の緩和を原則的には拒絶しなかったドイツ優生学のいわば少数派でさえ、優生学と「安楽死」を分けており、「安楽死」が優生学的プログラムに最初から「内在」していたわけでは決してない (Schwartz 96: 611-612)。

さらにシュヴァルツは、実際にナチ時代に行われた断種・不妊手術と「安楽死」の犠牲者が異なっていたことを指摘したカミンスキの主張を引用する。断種・不妊手術の犠牲者は、同じ精神病患者や精神障害者であっても症状が軽く、社会復帰が可能な人々であったのに対し、「安楽死」の犠牲者の方は「治療不能」であり、生涯施設に収容され、次世代の優生学的問題はないものの、その社会コストが彼らの命とりになる、といった人々であった (Cf. Kaminsky: 319)。

他のシュヴァルツの論点として、優生学は「安楽死」に比べ、より効果的、「人道的」であったとされたため、優生学的観点からすれば、「安楽死」は全く不要な措置であったという主張にも注意しておきたい。

このようにさまざまな批判を展開した上で、シュヴァルツは、シュムールの主張は思想史的な面が強く、事実によって立証されえないものが多いことを強調する。たとえば、ヴァイマル期の優生学がナチ期の「安楽死」に展開したとするならば、ヴァイマル期に、強制断種・不妊手術や中絶、子供の「安楽死」が実行されないことに対して強い不満があったということの証左が必要であるにもかかわらず、シュムールはそ

うした事実を提示していないのである。そもそもヴァイマル共和国の科学者がまとまってナチに入るようなことはほとんどなく、レンツの周囲にいた、影響力の弱いプロテスタントの民族主義的 völkisch 優生学者が1930年になってナチ入党したのみである、とシュヴァルツは指摘する (Schwartz 96: 614-617)。

こうしたシュヴァルツのシュムール批判において最も重要な問題は、優生学と「安楽死」を直接的かつ原理的に結びつけてよいのかどうかという点である。シュムールは、もしヴァイマル期に優生学が社会の枠組みに大きな影響を与えていなかったとしたら、ナチ期になって「安楽死」が起きたかどうか大変疑問であるとしている。それに対して、シュヴァルツは優生学がなくても、ナチの「安楽死」は実行されたであろうし、「安楽死」には優生学的動機はなかったという。ヴァイマル共和国時代には、優生学はむしろ「安楽死」をおさえていたのである。シュムール自身も、ナチ体制にならなかったら、「安楽死」も強制的断種・不妊手術もなかったとして、ヴァイマル期には優生学が「安楽死」につながらなかつたことを認めている。

ここで鍵になる議論は、ヴァイマル期には民主主義が「安楽死」にブレーキをかけていたのに対し、ナチ体制が、最初から、長きにわたって優生学に「内在していた」殺人の意志をおさえる安全装置を最終的に解除した、というシュムールの主張である。一方シュヴァルツは、ナチ政府のもとで多元主義的混乱が起こったり、全く新たな政治的、イデオロギー的コンテキストにおいて従来とは違った条件が生まれ、その条件のもとでそれまで両立しえないものとして存在してきた隣接する学問と実践の急進化が導かれた、と主張する。シュヴァルツによれば、シュムールの主張とは全く異なって、ナチ時代においても、なお優生学は少なくとも潜在的に「安楽死」に真向から対立していたし、断種法と「安楽死」には根本的な矛盾があることが、「安楽死」に批判的な法律や医学関係者にとってますます重要な論点になっていた (Schwartz 96: 618-620)。

シュムールの93年の論文では、博士論文 (Schmuhl 87) で主張していた優生学と「安楽死」思想の密接な関係を少し引き離そうとする試みられ、その際に両者をつなぐものとして社会ダーウィニズム思想がおかれていた。しかし、シュヴァルツはこれについてもシュムールの論

拠が決定的に不足していると批判する。たとえシュムールがいうように、ナチ時代には、さまざまな優生学イデオロギーが「安楽死」の言説に持続的影響を及ぼしたとしても、優生学と「安楽死」を複合体としてみなしうるという十分な根拠はない。シュヴァルツはこのように論じるなかでシュムールに対して、「論理的に説明できないものに対して、歴史家は黙っているほうがよいのではないだろうか」と、やや感情的ともいえる発言を行っている。

以上のことから彼は1895年から1945年までの数十年間、優生学と「安楽死」は密接な関係にはあったが、両者を直接的、根本的に重ねあわせることは決してできず、また優生学に固有の殺人計画があったことはない、優生学をナチの「安楽死」の前史として位置づけるような、結果からの議論で優生学を研究しても実りが少ないと自分の主張をまとめている (Schwartz 96: 621-622)。

最後に、このように拙速に優生学と「安楽死」を結びつけることを批判したからといって、優生学が全く問題のない、深い博愛主義的な学問であったかのような誤解をしてはならないと、シュヴァルツが強調していることにも触れておくべきであろう。多くの優生学者が主観的には「純粹な人道主義的ビジョン」をもっていたにせよ、優生学は社会ダーウィニズム的な「劣等者」の排除の論理と密接な関係にあったのである (Schwartz 89: 482)。

注

- 1) 断種・不妊手術と「安楽死」の実行グループは施設に勤務する精神科医であり、実行者においては部分的に両者の共通性があった (Kaminsky: 319)。

4 シュムールによる反批判

このシュヴァルツによる批判に対して、翌1997年、シュムールは6頁のみの短い反論を書いている (Schmuhl 97)。シュムールは、自分が87年に博士論文を上梓して以降、優生学に関する研究が急速に進んだ結果、自説を修正する必要がある点が出てきたのは確かであるとしつつも、安楽死は優生学の結果である、という基本テーゼを変更する必要はない、

と主張した。

シュムールは、シュヴァルツによる批判は木をみて森をみないような、本質論から離れたものだと述べ、以下のように議論をしている。

1) シュヴァルツの批判の内、受け入れられるもの

シュヴァルツによる批判点の内、次の諸点についてシュムールは受け入れられるとした。

シュヴァルツたちの新しい研究が、ヴァイマル時代の優生学には政治的にさまざまな要素があり、多様な優生運動があったことをより明確に提示したこと、以前はほとんど重視されてこなかった社会主義的、宗教的立場にたつ優生学に光をあてたことを評価する。

また、優生学と「安楽死」の言説が密接な隣接関係にはあるが、完全に同一ではないということにも同意する。両者に関わった人間、組織、議論の形、発表機関は、いくつかの接触点があるものの明らかに異なっている。「安楽死」問題を正面きって議論した優生学関係の著作がごく少数であるということをシュムールは認めた。また、シュムールは、ほとんどの優生学者が「安楽死」には反対していたこと、「安楽死」よりも断種・不妊手術の方がより人間的であると考えていたこと、社会主義者や宗教家による優生学にはナチ優生学への連関はなかったこと、それゆえにヴァイマル共和国の優生学運動はナチの遺伝健康政策の前史ではなかったということ、についてもシュヴァルツの批判を受け入れた。

ただし、その際「優生学者」をどう規定するかという点に関して、シュムールは問題を指摘している。「優生学者」という職業は20年代に始まったばかりであることを考えると、シュヴァルツのいうように優生学会のメンバーだけを優生学者と呼んでよいのであろうか、とシュムールは疑問を呈している。たとえば、改革派の精神科医がすでに20年代に優生学的考案で治療を行っていたことを、どう考えるべきであろうかと問う (Schmuohl 97: 758-759)。

2) シュヴァルツに対する批判点

一方、シュムールは、優生学と「安楽死」の連関を否定するシュヴァルツの批判に対しては、反論を加えている。シュムールによると、優生学と「安楽死」の間には論理の緊密な関係が存在した。そのつながり

は、両者に関係する社会ダーウィニズムという第三の理念に帰するものであると、彼は再度社会ダーウィニズムとの連関を強調している。優生学は社会ダーウィニズムの比較的古い形の発展したものである。それに対して「安楽死」の論理においては、社会ダーウィニズムとの関係はそれほど明確ではない。しかし、社会ダーウィニズムと優生学／「安楽死」の間にはさまざまな軸となるような共通要素を指摘することができる。たとえば、生存競争と適者生存、選択原理、人間に優劣の価値づけ、遺伝的に健康な人間という理念や障害や病気は克服や根絶の対象であると捉える観念、個人よりも社会や国家を絶対視する考え方、自然権に基づく人間の基本権・生存権理念の崩壊などである。多くの優生学者は生存権の侵害には反対であったが、すべての人間に基本権があるという考えは優生学にとって全く異質な考えであった。

たとえヴァイマル期、優生学運動の指導的立場にある人々が稳健派であったとしても、このような要素をもつ優生学の論理的帰結として、第三帝國期において優生学が急進化し、「安楽死」が実行されたという自らのテーゼを、シュムールはあくまで擁護する。優生学自身に攻撃的なものが内在しており、それがナチ体制によって発露したのであると、シュムールは改めて述べている。彼はシュヴァルツよりも優生学における急進的性格をもっと重く受け止める。そしてそれが、ある条件のもとで実践されたのだとする。シュヴァルツのいうように優生学と「安楽死」の間に原理的な相違があったわけではなく、みられたのは急進度の相違のみであった、というのである。優生学のなかの「劣等」な生命が生まれないように、という思考は、すでに誕生している障害や遺伝病をもつた人間の存在にも影響するのである (Schmuhl 97: 759-762)。

以上、シュムールは、個別の論点のいくつかではシュヴァルツの批判を受け入れつつ、基本的主張は断固として守る姿勢をみせた。その上で、今後研究を深めていくべき点として、以下のような問題を指摘した。

優生学と「安楽死」が1890年代、ほぼ同時に誕生した意味、あるいは第一次世界大戦やナチの政権掌握にみられるような両者にとっての歴史の転換点が果たした役割、特に第二次世界大戦のもった意味を研究する必要がある。「安楽死」の分野に「ドイツ特殊な道」があるのか否かという点とも関連して、こういった転換点に着目しつつ、社会の枠組みの

変化と照らし合わせながら、対象を検討することが有望だと思われる、とシュムールは課題を提起しているのである (Schmuhl 97: 762)。

このシュムールの反論に対するシュヴァルツの再批判が、直接的な形ではないが最近出された。シュヴァルツは98年に『現代史季報』に掲載した、1895年から1945年までの半世紀にわたる「安楽死」議論についてのまとめの中で、優生学と「安楽死」が全く異なった関係にあることを再度確認し、シュムールの見解を支持できないものと評しているのである (Schwartz 98: 661, 661 n. 155)。

5 おわりに

以上、本稿で紹介したシュヴァルツによるシュムール批判では、多くの問題が提起されているが、そのそれぞれについて論じる用意は、現在の筆者はない。ここでは両者の議論の大きな流れを追った上で、優生学と「安楽死」の関連について筆者として考えている点を述べて、筆を擱きたい。

優生学にはさまざまな立場からのものがあるが、人間の遺伝的質の向上をめざすという点では同じであり、いずれにせよ何らかの形で必ず人間の生物学的優劣の価値づけを前提とする。そのような思想が人々に浸透し、ナチ時代に断種・不妊手術などの拒絶的優生学 negative eugenics の大規模な実行が至上命題となった上で、「安楽死」の実行が決断されたのであり、筆者も優生学がなければ「安楽死」はなかったと考える。

優生思想は受け入れても、「安楽死」は拒否するというのは、優生学の方が「安楽死」よりは「人道主義的」であったからである。それゆえ社会的な問題の有効な解決策として広範な立場の人々を魅了し、学問的にも急速な興隆をみせ、強い浸透力をもつたのである。しかし人間の遺伝的「改良」が実際にどの程度なされうるかは、不明であるし、よしんば本当に「改良」できたとしても、短期的に目に見える結果を得ることは不可能である。このような目に見えぬ成果を求めて、拒絶的優生学の徹底化をはかろうとすれば、必ず強権と多くの手術件数が必要となる。結局のところこうした政策は必ず行き詰まるか、急進化するしかない。先に引用したシュムールの、優生学自身は非常に攻撃的なものを本質的に含むものであるという、指摘は重要なものである。

個々の人間が優生思想を受け入れたからといって、それが必然的に「安楽死」支持者になることにつながらないのはいうまでもない。しかしながら優生学者が「安楽死」に反対しようと、また優生学と「安楽死」との間にたとえ矛盾が多くあろうと、優生学の果たした役割からして、そうした矛盾の方は副次的なことと捉えてよいのではないだろうか。

その意味で、シュヴァルツが論拠の不十分さを挙げて、優生学を「安楽死」に結びつけるシュムールの基本的な主張までをも批判することに對しては、同意できない。ほんのわずかな遺伝病の疑いであっても断種・不妊手術を行ったナチ政府の積極的な優生政策が、「安楽死」に展開していくたというように両者の關係の基本的枠組を捉えてよいのではないだろうか。もちろん、優生学をナチに収斂させすぎることから生じる問題はシュヴァルツの指摘するとおりである。

これだけの人数の殺害をもたらした「安楽死」実行の原因是優生学の広がりとその急進化だけではなかったことはいうまでもない。同じようなことは、反セム主義思想とホロコーストの關係についてもあらわれているといえよう。ユダヤ人の殺害までを主張した反セム主義者はほとんどいなかつたにもかかわらず、反セム主義思想が浸透し、ナチの政策として実行され、戦局の行き詰まりをむかえたとき、結果として大虐殺へつながったのである。

いずれにせよ、優生学と「安楽死」の關係をめぐる両者の議論を整理してみると、優生学の研究状況はまだ初期の段階である、ということを改めて認識せざるをえない。今は、基本的な事実をひとつひとつ確認していく段階なのである。クレーの研究が人々に衝撃を与えたのは1983年のことである (Klee)。このクレーの研究にひきつづいて、歴史家たちの本格的な研究が始まったが、シュムールはその最も初期のグループの一人である。タブー化されていた長い空白の後の歴史研究には困難がつきまとうもので、シュムール自身も資料の入手に非常に苦労したという。そのようなことからも、シュムールの研究にはさまざまな不十分さがあることも容易に理解される。これらの議論の発展には「安楽死」の開始への具体的なプロセスの分析やさまざまな優生学のあり方の研究をさらに進め、再度優生学と「安楽死」の關係を確認する作業がなお必要であろう。

《文献目録》

- ・木畠和子「第三帝国と『安楽死』問題—『安楽死』のいわゆる『中止』まで」『研究紀要』東洋英和女学院短期大学・第26号（1988年），21-37頁。
- ・同 「第二次世界大戦下のドイツにおける『安楽死』問題」井上他『1939—ドイツ第三帝国と第二次世界大戦』同文館（1989年）。
- ・同 「第三帝国の『健康』政策」『歴史学研究』640号（1992年），1-9， 58頁。
- ・同 「ドイツ第三帝国の断種政策と『安楽死』問題に関する最近の研究動向」『研究紀要』東洋英和女学院大学短期大学部・第35号（1997年），26-44頁。
- ・Aly: Aly, Götz, »Endlösung«. *Völkerverschiebung und der Mord an den europäischen Juden*, Frankfurt a. M. 1995. ゲツツ・アリー, 山本尤／三島憲一訳『最終解決 民族移動とヨーロッパのユダヤ人殺害』法政大学出版局（1998年）。
- ・Daum/Deppe: Daum, Monika/Deppe, Hans-Ulrich, *Zwangssterilisation in Frankfurt am Main 1933-1945*, Frankfurt/New York 1991.
- ・Kaminsky: Kaminsky, Uwe, *Zwangssterilisation und "Euthanasie" im Rheinland. Evangelische Erziehungsanstalten sowie Heil- und Pflegeanstalten 1933-1945*, Köln 1995.
- ・Klee: Klee, Ernst, »Euthanasie« im NS-Staat. Die »Vernichtung lebensunwerten Lebens«, Frankfurt a. M. 1983.
- ・Schmuohl 87: Schmuohl, Hans-Walter, *Rassenhygiene, Nationalsozialismus, Euthanasie. Von der Verhütung zur Vernichtung "lebensunwerten Lebens"*, Göttingen 1987.
- ・Schmuohl 95: Schmuohl, Hans-Walter, "Nationalsozialismus und 'Euthanasie'. Erbgesundheitspolitik unter den Bedingungen charismatischer Herrschaft", in: Akademie der Diözese Rottenburg-Stuttgart, *Euthanasie. 50 Jahre nach der Aktion »Gnadentod«*, Stuttgart 1995.
- ・Schmuohl 97: Schmuohl, Hans-Walter, "Eugenik und 'Euthanasie'—Zwei Paar Schuhe? Eine Antwort auf Michael Schwartz", in: *Westfälische Forschungen* 47/1997, S. 757-762.
- ・Schmuohl 98: Schmuohl, Hans-Walter, *Ärzte in der Anstalt Bethel 1870-1945*, Bielefeld 1988.

- Schwartz 89: Schwartz, Michael, "Sozialismus und Eugenik. Zur fälligen Revision eines Geschichtsbildes", in: *IWK* 25, 1989, S. 419-432.
- Schwartz 95: Schwartz, Michael, *Sozialistische Eugenik. Eugenische Sozialtechnologien in Debatten und Politik der deutschen Sozialdemokratie 1890-1933*, Bonn 1995.
- Schwartz 96: Schwartz, Michael, "Rassenhygiene, Nationalsozialismus, Euthanasie? Kritische Anfragen an eine These Hans-Walter Schmuhls", in: *Westfälische Forschungen* 46/1996, S. 604-622.
- Schwartz 98: Schwartz, Michael, "'Euthanasie'-Debatten in Deutschland (1895-1945)", in: *Vierteljahrsshefte für Zeitgeschichte* 46/1998, S. 617-665.
- Thomson/Weindling: Thomson, Mathew/Weindling, Paul, "Sterilisationspolitik in Großbritannien und Deutschland", in: Kersting, Franz-Werner/Teppe, Karl/Walter, Bernd (hrsg.), *Nach Hadamar. Zum Verhältnis von Psychiatrie und Gesellschaft im 20. Jahrhundert*, Paderborn 1993.
- Weindling: Weindling, Paul, *Health, race and German politics between national unification and Nazism, 1870-1945*, Oxford et al. 1989.
- Weiss: Weiss, Sheila Faith, The Race Hygiene Movement in Germany, 1904-1945, in: Adams, Mark B. (ed.), *The Wellborn Science. Eugenics in Germany, France, Brazil, and Russia*, New York/Oxford 1990. マーク・B・アダムス, 佐藤雅彦訳『比較「優生学」史 独・仏・伯・露における「良き血筋を作る術」の展開』現代書館 (1998年).